

広報 [PublicRelations]

ひだか

2012. 10月号
vol.180



contents

◆まちのわだい	2
◆土地の取引には届出が必要です	4
◆国民年金保険料の後納制度についてのお知らせ	6
◆日高町ふれあい祭・文化展参加者募集!	9
◆10月6日、クエ・フェアを開催します!	11
◆保健だより「インフルエンザワクチン」(接種費用を助成)	13
◆駐在所だより	14
◆60歳以上の方に特別優待割引券 —温泉館「海の里」—	18



日高VBCが近畿大会で奮闘！ — 第36回近畿小学生バレーボール大会 —

8月26日、大阪府堺市立大浜体育館で、第36回近畿小学生バレーボール大会が開催され、日高VBCの選手らが強豪を相手に活躍しました。

3チームで構成されるリーグ形式で戦った日高は、1試合目に天理(奈良)、2試合目に余内(京都)と対戦。天理との試合では1セットを先取されるも2セット目を取り返し、最終セットに突入。最後には21-12で9点の大差をつけて快勝しました。

次の余内戦では、相手の強力なアタックと高いブロックに苦戦。それでも、日高は1セット目を先取し、リーグ優勝に王手を掛けました。しかし、次のセットでは余内が反撃。惜しくも2セット目を落とし、この試合も最終セットにもつれこみました。

最終セットでは、序盤リードする有利な展開。ところが、中盤以後に持ち味を発揮し出した余内に追い付かれ、逆転負けを喫しました。

強豪揃いの近畿大会で1勝を収めた日高。今後の活躍がますます楽しみです。



稲刈りを体験！

— 比井小2年生・5年生児童ら —

9月7日(金)、比井小学校(塩崎貢校長)の2年生と5年生の児童合わせて13人が、学校近くの水田で稲刈りを体験しました。

児童らは、農家の方から鎌の使い方や稲の刈り方を習ったあと、先生の指示に従って稲刈りを開始。最初は慣れない作業に戸惑っていた児童らでしたが、順調に刈り進んでいました。さらに、刈り終わった5年生児童らは「なる掛け」を体験。力を合わせて稲穂を運び、学校のフェンスに掛けていきました。

今回稲刈り体験をしたのは、5月31日に同児童らが田植えをした水田で、夏の間は近くの方の農家の方が世話をしてくれていたもの。収穫したお米は比井小まつりでカレーにして振る舞うほか、お世話になった農家の方々と食事会を行う予定で、参加した児童は「しんどかったけど、食事会が楽しみ」と話していました。



カンパン・水もどし餅を配付 —平成24年度防災週間—

8月30日(木)、日高町では町内の3保育所3小学校と日高中学校の児童・生徒ら計967人に、カンパンや水もどし餅を配付しました。(写真は内原小)

この日は、防災週間(8月30日～9月5日)の初日で、役場で備蓄している約9000食(カンパン約4000食、水もどし餅約5000食)のうち、賞味期限が残り1年になったものを防災教育の一環として、町内の学校・保育所に配ったもの。また、昭和南海地震について書いたチラシも同時に配付し、防災意識の向上に努めました。



入館者数100万人達成！ —温泉館「海の里」みちしおの湯—

9月3日(月)、みちしおの湯(方杭)が開館した平成12年6月以来の累計で100万人目のお客様をお迎えしました。

100万人目の入館者となったのは御坊市内からお越しの串本年男さん、クスマさんご夫妻。お二人には、中町長から花束と同館の入館券100枚、「クエ料理フルコースペア招待券」が贈られました。「100万人目イベントの事は全く知らなかった。抽選などは当たったことがなくびっくりした」と話すお二人。町のマスコット・クエ太郎、クーコラと一緒にくす玉割りでお祝いをしました。

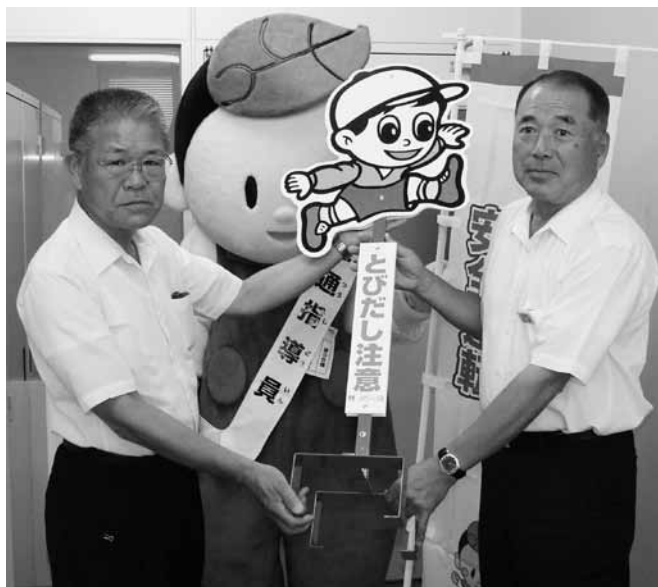
また、同館では10月1日から31日までを「100万人達成記念イベント」として、期間中に入館された5000人(先着順)の方に記念タオルをプレゼント。このほか、魚の干物や黒竹民芸品、キヌヒカリ(米)2^キ、入館券などが当たるガラガラ抽選会を開きます。

「飛び出し注意看板」を寄贈 —JAグリーン日高—

9月5日(水)、JAグリーン日高(鈴木恒雄組合長)から町教育委員会へ「飛び出し注意看板」34基が寄贈されました。

贈られた看板は、男の子の絵が描かれたものと女の子の絵が描かれたものの2種類。教委では、これらを町内3小学校の通学路に設置して、児童らの安全に役立てることにしています。

今回の寄贈は、JA共済連の交通事故対策基金を活用した交通安全対策事業の一環として実施されたもので、美浜町と由良町の教育委員会にも34基ずつ寄贈されるそうです。



総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

あなたの声を お寄せください

10月15日～21日は

「行政相談週間」です

行政相談委員は、住民のみならず、さまざまに身近な相談相手と

特設人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

10月15日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守

して、国の行政機関などの業務に関する苦情やご意見・ご要望をお聞きして、公平・中立な立場からその解決や実現を促進する役目です。

ご相談は、口頭、電話、手紙のいずれの方法でも結構です。相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。



行政相談委員(日高町担当)
皿山 守さん

られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、法務局係員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



土地の取引には 届出が必要です

国土利用計画法による 土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万平方メートルに満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書の用紙は、総務政策課に備え付けています。



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

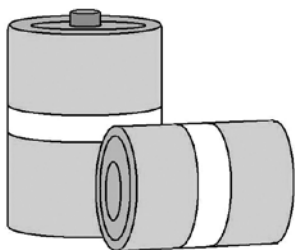
廃乾電池を回収します

回収日：10月28日(日)

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。

以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。回収袋は保管用としてご使用ください。

●場所：各地区の大型(粗大)ごみ収集場所





75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者外出支援
試行事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成していますので、是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成25年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
 - ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可（但し、助成額は月割り交付となります）。
 - ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することは出来ません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	中津タクシー	☎54・0408
川上タクシー	☎24・0200	印南交通	☎42・0105
中紀河南タクシー	☎24・1001	南部タクシー	☎0739 72・2133
港タクシー	☎65・3100	介護タクシーふくしん	☎20・5272
御坊有交タクシー	☎22・4141		

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

平成24年10月1日から

「障害者虐待防止法」が施行されました

障害者虐待防止法は、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援および養護者に対する支援などを実施することにより、障がい者の権利利益を擁護することを目的としています。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、速やかに相談窓口にご相談ください。

【相談窓口】

- ・24時間あんしんコールセンター（御坊・日高障害者総合相談センター内）
☎23・2439（365日・24時間）
- ・住民福祉課 ☎63・3800（平日のみ8時30分～17時15分）



国民年金保険料の

後納制度についてのお知らせ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長（後納制度）といえます）されます。

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です
 (例)平成14年10月の場合→平成24年10月末となります
 不足していた期間を納めることにより、年金受給なし→年金受給が可能

●申請できる方

- ① 20歳以上60歳未満の方
10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間のある方
 - ② 60歳以上65歳未満の方
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③ 65歳以上の方
年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。
- 申請の際の注意事項
 ア 納付の際に加算額がつかますイ 納める際は順番がありますウ 3年以内にお申込から納付まで

平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限

	後納保険料額	当時の保険料額	加算額	納付できる期限
平成14年度	¥14,940	¥13,300	¥1,640	H25.3.31
平成15年度	¥14,720	¥13,300	¥1,420	
平成16年度	¥14,510	¥13,300	¥1,210	
平成17年度	¥14,560	¥13,580	¥980	
平成18年度	¥14,610	¥13,860	¥750	
平成19年度	¥14,640	¥14,100	¥540	
平成20年度	¥14,760	¥14,410	¥350	
平成21年度	¥14,840	¥14,660	¥180	
平成22年度	¥15,100	¥15,100	加算なし	

H14.10月分→H24.10.31
 H14.11月分→H24.11.30
 H14.12月分→H24.12.31
 H15. 1月分→H25. 1.31
 H15. 2月分→H25. 2.28
 H15. 3月分→H25. 3.31

※過去3年度以前の期間は加算金がつきます(平成22年度分は平成25年3月31日まで加算がありません)
 ※後納保険料額は政令で定められ、毎年(平成24年度から平成27年度までの間に限る)改定されます
 ※後納納付された場合は、納付された日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなされます
 ・国民年金保険料の納付は、納付しなればならない月の翌末日が納期限と定められています。納期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取ることができない場合がありますので、過去2年以内に納め忘れの期間をお持ちの方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
 田辺年金事務所
 (☎0739・24・0323)
 『国民年金保険料専用ダイヤル』
 (☎0570・011・050)
 住民福祉課 (☎63・3800)



お問い合わせは、
 (☎63・3802)まで。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減免制度

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

- ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅
- ・現行の耐震基準に適合する住宅(昭和56年6月1日施行の建築基準法)
- ・1戸あたりの耐震改修工事費が30万円以上の住宅(耐震改修に直接関係のない壁のはり替えなどの費用は含みません)

■減額される範囲と税額

改修をした住宅の固定資産税の2分の1(但し、1戸あたり床面積120㎡分に相当する税額が限

■耐震工事完了の期間と固定資産税の減額期間

耐震工事完了期間	固定資産税の減額期間
平成18年1月1日～ 平成21年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から3年度分
平成22年1月1日～ 平成24年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から2年度分
平成25年1月1日～ 平成27年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から1年度分

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください(申告書は、税務課に備え付けています)。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

住宅のバリアフリー 改修に伴う固定資産 税の減額について

高齢の方、障がいのある方が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

高齢の方、障がいのある方が居住する平成19年1月1日以前から存在する住宅

■対象住宅の居住者要件

- 次のいずれかに該当する方
- ・ 65歳以上の方
- ・ 要介護または要支援認定を受けた方
- ・ 障がいのある方

■改修工事の要件

- ・ 平成19年4月1日から平成25年3月31日までにバリアフリー改修工事を30万円以上(補助金や介護保険からの給付を除いた金額)かけて行っている住宅

■改修工事の内容

- ・ 廊下の拡張
- ・ 階段の勾配緩和

- ・ 浴室の改良
- ・ トイレの改良
- ・ 手すりの取り付け
- ・ 床の段差解消
- ・ 引き戸への取り替え
- ・ 床面の滑り止め
- など

■減額される期間と税額

- 〔期間〕
改修工事が終了した翌年度1年分
- 〔税額〕
改修工事を行った家屋の固定資産税の3分の1

住宅の省エネ(熱 損失防止)改修工 事に伴う固定資産 税の減免措置

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、一定の省エネ(熱損失防止)改修工事を行った場合、その翌年度のみ、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

■対象住宅の要件

1. 平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)

(但し、1戸あたり100㎡に相当する税額が限度となります。)

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ、税務課へ申告してください(申告書は、税務課に備えてあります)。



詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

ら存在する住宅(賃貸住宅を除く)

2. 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅

- ①窓の断熱改修工事
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④外壁の断熱改修工事
- ※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

3. 住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置を一度も受けていない住宅

費用が、30万円以上であること

■減額される範囲と税額

・ 住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1
(但し、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります。)

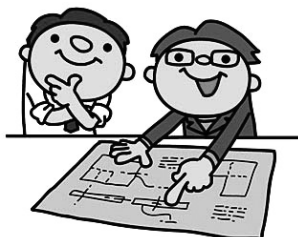
■減額される期間

・ 改修工事の翌年度分のみ

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ、税務課へ申告してください(申告書は、税務課に備えてあります)。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。





健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

10月は臓器移植 普及推進月間

「いのちへの優しさと おもひやり」

臓器移植は、みなさまから善意の臓器提供があつて成り立つものです。



あなたの意思で助かるいのちがあります。意思表示カードにご自身の意思を表示して携帯することをお願いします。

意思表示カードは健康推進課、保健所等に備えています。詳しくは、県庁薬務課(☎073・441・2663)まで。

10月10日は

目の愛護デー

「明るくビジョンは 眼科健診から」

目が疲れる、目がかすむ、ものがよく見えない、目が充血する、視野の一部が見えない、目の中に虫のようなものが見える等の症状はありませんか？

目の病気も早期発見・早期治療が重要です。

「目の愛護デー」を機会に目の大切さについて考えてみませんか？

また、視覚障害に悩む人が角膜移植を受けて視力が回復できるように「愛と健康の贈りもの」
として死後の献眼登録をお願いします。



献眼登録について詳しくは、公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会(☎073・424・7130)まで。

運動教室のご案内

効果的な運動方法を学んで、メタボリックを予防・改善しませんか？
楽しく運動をしたい方、ぜひご参加ください。

- ストレッチ
- 初級エアロビクス
- ウォーキングフォーム
- 筋力トレーニング

☆医療機関にかかっている方は、運動制限について必ず主治医にご相談ください。

講師

メディカル&フィットネス アクオ
運動指導士

日時・場所

	日 程	時 間
①	平成24年11月16日(金)	14:00~15:30
②	12月10日(月)	10:00~11:30
③	平成25年1月16日(水)	14:00~15:30
④	2月18日(月)	10:00~11:30
⑤	3月15日(金)	14:00~15:30

場 所 **メディカル&フィットネス アクオ 3階**
(黎明会北出病院ウラ)

ご用意いただく物 ・動きやすい服装 ・運動シューズ
・汗ふきタオル ・飲み物(お茶など)

お申し込み・お問い合わせ先 健康推進課 ☎63・3801



第16回 日高町ふれあい祭 参加者募集!

第36回 文 化 展

秋たけなわの今日この頃、みなさまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、地域住民間のふれあいを目的とした「ふれあい祭」を本年も開催することとなりました。つきましては、一人でも多くの方々にご参加いただきたくご案内申し上げます。

日高町ふれあい祭実行委員会

1. 展示会の部

- ①展示会日時 平成24年**11月17日(土)** 午後1時～午後5時
平成24年**11月18日(日)** 午前10時～午後4時
- ②会 場 日高町農村環境改善センター
- ③出品部門 盆栽、盆石、古木名木、生け花、写真、書道、絵画、手芸、短歌、工芸品、その他
- ④出品規定
- (イ)出品資格
- ・町内に居住および勤務する方、または各部門責任者の認める方
- (ロ)規格・点数
- ・特に規定しないが場所・時間に支障のある場合は制限する
- (ハ)出品申込〆切
- ・**11月2日(金)午後5時までに中央公民館へ**
- (ニ)搬入日時
- ・11月16日(金)午前9時～午後7時(時間厳守)
- (ホ)その他
- ・作品は、展示のできるようにして出品すること(額縁・台紙等)
 - ・作品は、審査しない(出品者に記念品)
 - ・作品の制作、搬入、搬出に要する費用は自己負担とする
 - ・出品作品については、万全を期すが不慮の損害については責任を負わない
 - ・作品には、必ず名札をつけておくこと
- ※名札を用意して欲しい場合は、申込書提出の際に必ず申し出てください。
- ⑤作品搬出 11月18日(日) 午後4時～午後5時(時間厳守)



2. 芸能発表会の部

- ①芸能発表会日時 平成24年**11月18日(日)** 午後1時～午後4時
- ②会 場 日高町中央公民館
- ③発表部門 詩吟、舞踊、民謡、カラオケ、その他
- ④出場資格 町内に居住および勤務する方、または各部門責任者の認める方
- ⑤出場申込〆切 **11月2日(金)午後5時までに中央公民館へ**

(お問い合わせ先) 日高町中央公民館 ☎63・3811

出品・発表申込書

住 所 _____

氏 名 _____ 電話番号 _____

部 門	作品題名・発表曲目	点数・曲数	作品の大きさ・曲の長さ
(例) 絵画	水彩画「ひまわり」	1点	縦38cm × 横55cm

廃品回収についてのお願い

平成24年10月1日
日高中学校 育友会

日高町のみなさんへ

いつも本会の廃品回収にご理解・ご協力を賜り、町内のみなさまには深く感謝を申し上げます。
おかげさまで、生徒の学校生活の補助等学校教育の充実のために有効に活用させていただいています。
さて、本年度2回目の廃品回収を下記のとおり実施いたしますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

日時：11月4日(日)

回収開始時刻(開始時刻前に出しておいてください)

7時00分【柏・小杭・久志・小坂・産湯・小浦・方杭・津久野・比井・阿尾・田杭】

7時30分【原谷・池田・萩原・荊木・高家・小中】

8時00分【下志賀・谷口・小池・中志賀・上志賀】

小雨決行。荒天で中止になった場合のみ町内放送をします。(比井崎地区：朝6時30分／内原・志賀地区：朝7時00分)

※中止になった場合、11月11日(日)に延期します

少人数での回収のため

特にご協力をお願いする地区

池田地区	「主な道路へ」
小浦・方杭地区	「ごみ集積場へ」
柏地区	「柏の会場へ」
久志地区	「ごみ集積場へ」
上志賀地区	「旧バス停へ」



【お願い】

回収品は**古新聞・古雑誌・段ボール・古着・古布・ビール瓶・アルミ缶**です。

新聞の中にチラシが入ってもかまいませんが、袋詰めや段ボール詰めはしないで、しっかりとひもを掛けてください。古着・古布はビニール袋に入れてください。

※スチール缶・一升瓶・古鉄・アルミ容器・ふとん類は回収できません。

詳しくは、育友会地区役員または日高中学校(☎63・2014)まで。

紀勢本線を利用しよう

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとってはなくてはならない大切な交通手段です。



しかし、自家用車での移動が増える中、紀勢本線の乗降客数は年々減少しています。利用者数が減ると、運行便数も減ることになり、不便になるので利用する人がますます減ってしまいます。私たち地域の鉄道を守るためにも、旅行などお出かけの際には、

- ☆ 安全性が高い
- ☆ 地球環境への影響が少ない
- ☆ 渋滞なしで時間に正確

といった利点の多い電車をぜひご利用ください。

防災ひとくちメモ vol.1

災害への対策に「完璧」はありません。

いつどこで災害に遭遇しても、落ち着いて対応できるように備えておく必要があります。

また、一度に備えるのが困難であれば、無理のない範囲で少しずつ進めていきましょう。

【日頃からの備えが大事】

災害の発生を止めることはできませんが、事前の防災対策で被害を軽減させることができます。

【家族で防災について話し合おう】

災害時には家族みんなで助け合うことが求められます。その時に備えて、災害時の連絡方法や避難場所、避難経路について確認するなど、普段から防災について話し合っておきましょう。



クエ祭(県指定無形文化財)のある町
和歌山県日高町



クエ・フェア

とき 平成24年 **10月6日(土)**
(11時30分~15時30分)

ところ 比井崎漁業協同組合市場

ファンファン
Fun×Fom
Live show!



「消炎鎮痛楽団」による
演奏会!!

※都合により出演者が変更になることがあります。



和歌山住みます芸人
わんだーらんど
トークショー!!



癒し感あふれるステージ
お楽しみ下さい!

クエ
QU-E
ライブ!!



クエの日高のテーマソング
「防壁のバラッド」[クエクエboogie-woogie]を
歌うアコースティックユニット[QU-E]

お申し込み先/お問い合わせ

〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家639-4(日高町商工会内)九絵の町づくり推進実行委員会
TEL.0738-63-3611 FAX.0738-63-3419 <http://www2.w-shokokai.or.jp/hidaka/> <http://www.hidaka-kue.jp/>
主催/九絵の町づくり推進実行委員会

知っていますか？建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国がつくった退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- 加入できる事業主：建設業を営む方
- 対象となる労働者：建設業の現場で働く方
- 掛金：日額310円



★特長

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点评価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。



☆建退共から事業主のみなさまへお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するようご指導ください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください!!

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

建退共

検索

【お問い合わせ先】独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部 和歌山県支部 ☎ 073・436・1327



新規職員を募集しています!

■募集対象(※初心者・経験者を問いません!)

- ・介護職員 若干名
(初心者でも丁寧に指導します)
- ・看護職員 若干名(准・正不問)

【お申し込み・お問い合わせ】

社会福祉法人 博愛会
人事担当 ☎ 29・3181(代表)
ホームページ <http://www.hakuikai.net>



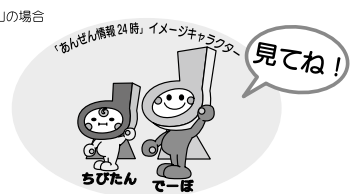
知ってる!? 地デジ・データ放送による防災情報

和歌山県では、地デジ放送のデータ放送で、地域ごとの防災情報を配信しています。(現在はテレビ和歌山とNHK和歌山放送局で見ることができます。)

地デジ対応テレビのリモコンの**dボタン**を押し、防災情報の項目を選択すると、ほぼリアルタイムの防災情報を見ることができます。



※テレビ和歌山の場合



あんぜん情報 24時
のお問い合わせ

◆和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課
住所：和歌山市小松原通1丁目1 / 電話番号：073-432-4111(代)
URL：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>

地デジ全般の
お問い合わせ

◆総務省 和歌山県
地デジコールセンター
電話番号：073-403-4141



インフルエンザワクチン

～予防接種費用を助成します～

10月からインフルエンザ予防接種が開始されます。

日高町では、住民登録をされている65歳以上の方および中学生以下のお子さまを対象に予防接種費用の一部を助成します。

【助成期間】平成24年10月1日～平成25年1月31日

(ただし、休診日を除く)

【対象となる方】 年齢算定基準日…平成24年10月1日現在

■65歳以上の方

- ・65歳以上の方(昭和22年10月1日以前に生まれた方)
- ・60歳以上65歳未満で、下記の障がいを有し、身体障害者手帳1級または同等と判断された方
(①心臓機能、②腎臓機能、③呼吸機能、④HIVによる免疫機能)

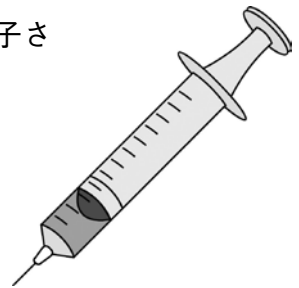
※対象の方には、「お知らせハガキ」をお送りします。

■中学生以下のお子さま

- ・1歳以上中学生以下のお子さま(平成9年4月2日～平成23年10月1日以前に生まれた方)

※対象の方には、封書で「接種助成券」をお送りします。

※1歳未満(平成23年10月2日以降に生まれた方)で接種を希望される場合は、主治医と相談のうえ、健康推進課までご連絡ください。



65歳以上の方

(定期予防接種二類対象者)

- ・接種回数……1回
- ・接種費用……1,000円(自己負担分)

課税・非課税世帯の方

生活保護受給世帯の方

健康推進課へ
「無料接種券」
を申請してください。
(印鑑持参)

医療機関へ予約

「お知らせハガキ」
「健康保険証」
をご持参のうえ
接種してください。

「お知らせハガキ」
「無料接種券」
「健康保険証」
をご持参のうえ
接種してください。

※接種できる医療機関は、「お知らせハガキ」または「接種助成券」の裏面に記載しています。必ず電話で予約してから、接種してください。

中学生以下のお子さま

(任意予防接種対象者)

- 接種回数……13歳以上は1回
13歳未満は2回
- 助成費用……1回につき1,000円
(2回まで)

※接種を勧奨するものではなく、接種の際の費用の一部を助成するものです。

「接種助成券」をお送りします。
(一部助成)

医療機関へ予約

「接種助成券」
「健康保険証」
「母子健康手帳」
をご持参のうえ接種してください。

お問い合わせ/健康推進課 ☎63・3801

全国地域安全運動の実施

期間 10月11日(木)～10月20日(土)

駐在所だより

みんなであつくるうー！
安心の町、日高町

全国的に子供を狙った犯罪の多発傾向、振り込め詐欺・類似詐欺については、御坊署管内においても発生しています。犯罪を減らし、安全で安心な生活を確保するため、みなさま一人ひとりが「日高町の安全は日高町民で守る」という意識を持って次のことに注意しましょう。

- ◎ 少しの外出でも、自宅の玄関、勝手口、窓等に必ず鍵を掛ける
- ◎ 自転車、単車にはワイヤー錠などの補助錠を取り付ける
- ◎ 自動車内にカバンを置いたまま離れない
- ◎ 短時間でも自動車から離れるときは必ずドアをロックする



このように、身近なところから「防犯」について少しでも気を配り犯罪の起こりにくい環境をつくるのが大切です。



悪質な押し買い業者に注意！

「押し買い」とそのトラブルとは？

相手から買取りや査定依頼を受けずに、不意に自宅等を訪問して貴金属等の買取りを行う営業を一般に「押し買い」と言います。
押し買いは、もともと売るつもりのない人から買取りを行うため、強引な勧誘をしたり、業者に対して不信感を持ったたりといったトラブルが起こりがちです。

トラブルを未然に防止するためには！

- ① 毅然と断ること
・ 買い取ってもらうつもりがないのなら毅然と断る
 - ② ひどい対応しないこと
・ 業者が強引で、売るつもりもないものまで買い取られてしまうことがある
 - ③ 相手を確認すること
・ 契約前に、業者名・住所・担当者名等を確認し、許可証の提示を求める
 - ④ 書面をもらうこと
・ 買取り条件や買取り品に「一覧書面の控えを必ずもらうこと」
- 業者が退去しなかったり、無理に物品を出せと迫られたときは、警察に通報（110番）しましょう



御坊警察署
高家駐在所 小谷 良文
比井駐在所 滝川 昇
☎ 23-0110

(お知らせ)
Eメールによるご意見、ご感想、ご相談を受け付けています。
和歌山県警のホームページは
<http://www.police.pref.wakayama.lg.jp>です。
ご利用ください。



学童保育所で 防犯教室を開催

8月3日、日高町学童保育所において、補導センターの職員、日高町少年補導委員により、小学生50人を対象に「きしゅう君の家への駆け込み」についての防犯教室が開催されました。

防犯教室の内容

- ☆ 少年補導員による人形劇
- ☆ 代表児童による避難先「きしゅう君の家」への駆け込みの実演



「いかのおすし」
のお約束

いか…知らない人について
いかない
の…知らない人の車に
のらない
お…お声をさげず
す…すぐににげる
し…知らせる

10月3日は
「犯罪被害者支援の日」
犯罪による被害の相談を受け付けています。
警察相談
#9110(短縮ダイヤル)へ

防災講演会

入場
無料

と き 平成 24 年 11 月 4 日 (日)

午後 1 時 20 分～3 時

ところ 日高町中央公民館 2 階 大会議室

講 演 「教訓が生きる防災対策！みんなで守る・取り組む地域の防災！」

講 師：和歌山大学 久富 邦彦 先生

体 験 災害時家庭用簡易トイレ製作体験

講 師：和歌山大学 今西 武 先生

※材料は全員分用意しますので、もれなく参加できます

目 的 各地域に根ざした防災対策を地域の住民に呼びかけ、
その地域にあった防災意識を高める。

主 催 株式会社 和歌山放送

後 援 日高町・日高町中央公民館・日高町文化協会・日高町 P T A 連絡協議会・
日高町高齢者学級・日高町各種学級



送迎バス配車表(帰りは、往路の逆順でお送りします)

(役場バス)

田杭バス停——阿尾バス停——産湯バス停——比井バス停——旧津久野バス停——小浦防火水槽前

12:15 12:20 12:25 12:30 12:32 12:35

——小坂バス停——志賀小学校前——下志賀バス停——日高中学校バス停——日高町中央公民館

12:40 12:45 12:50 12:52

山百合短歌会詠草

八月の記憶は既に薄らげど聞きし玉音今に離れず

南高梅ことし豊年よくみのり心はずみて自然に感謝

皆はず黙禱からの同窓会出席出来し事だけで幸

梅雨明けて酷暑増税あろうとも堪て見せます祖国の落ちめに

雲は横エレベーターは50秒登りましたよスカイツリーに

軒先のたなばたかざり風にゆれ幼き願い空に届けり

染み入りし古き手鏡も捨て難したためらひ多く一生過ぎなむ

玄関の障子一棹貼らずしてつばめ待ちたる日のはるかなり

屋根の上の電線すらも見えぬまで深く曇りし梅雨空暮れぬ

真菜と実奈爺のよろこぶ顔めざしヨーイドンとて廊走りくる

あかときに干し物せむと出する外に皓々として満月冴ゆる

優しさの中に凜とせし友を師と頼みいしに永久の別れと

汗だくの畑仕事の褒美にはアイスクリームののっこり模様

またはずれたった20日の夢でしたら5億円は冬のたのしみ

松原 昌子

西岡美智子

小山 和代

野尻 功

玉井かをる

庵戸真知子

和田 路子

北垣 鈴子

谷口 弘子

奥田 房子

仲田美智子

深海三千代

曾根 邦子

中西 優

インフォメーション

日高町保健福祉総合センター
(ふれあいセンター)

4か月児・10か月児健診

●3日(水)

〔対象〕H24年5月1日～6月15日生、
H23年11月1日～12月15日生
◎受付／12時30分～13時20分

子育て広場

●9日(火)

〔対象〕妊婦および乳幼児と保護者
◎受付／9時30分～11時

特設人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所

●15日(月)

〔費用〕無料
13時～16時



親子ふれあい教室

●23日(火)

◎受付／9時45分～10時

1歳6か月児健診

●25日(木)

〔対象〕H23年3月～4月生
◎受付／13時～13時50分



日高町中央公民館

おはなしの会

●16日(火)

10時～

防災講演会

●11月4日(日)

13時20分～15時

(掲載広告募集中)

サイズ 縦80mm×横85mm

(お問い合わせ先)

日高町役場 総務政策課 企画政策班

☎63・2051

2012年10月
October

暮らしのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
9/30	10/1	2	3	4	5	6
・クエ祭 (阿尾)	・後期高齢者医療保険料 第3期分納期限 ・国民健康保険税 第4期分納期限	・子育て広場※ (対象:妊婦および乳 幼児と保護者) (ふれあいセンター)	・4か月児・10か月児健診※ (対象:H24年5月1日～ 6月15日生、H23年11 月1日～12月15日生) (ふれあいセンター) ・複雑ごみ			・クエフェア (比井崎漁協市場)
7	8 体育の日	9	10	11	12	13
・粗大ごみ (池田・東光寺・内ノ 畑・原谷)	・特設人権相談・行政 相談・心配ごと相談 合同相談所開設※ (ふれあいセンター)	・おはなしの会※ (中央公民館) ・運動教室 (メディカル&フィット ネス アクオ 3階)	・小型プラスチックごみ			
14	15	16	17	18	19	20
・粗大ごみ (萩原・荊木・駅前)		・親子ふれあい教室※ (ふれあいセンター)	・資源ごみ	・1歳6か月児健診※ (対象:H23年3月～ 4月生) (ふれあいセンター)		
21	22	23	24	25	26	27
・廃電池回収 (各地区 粗大ごみ 収集場所)			・介護保険料 第4期分納期限 ・後期高齢者医療保険料 第4期分納期限 ・国民健康保険税 第5期納期分 ・小型プラスチック ごみ			文化の日
28	29	30	31	11/1	2	3
・防災講演会※ (中央公民館)			・複雑ごみ			
4	5	6	7	8	9	10

※印の詳細は、右ページのインフォメーションをご覧ください。

60歳以上の方に特別優待割引券

あったか温泉**300円**で入れます!



日高町にお住まいの
60歳以上の方に限り **300円**

しあわせが満ちてくる温泉館「海の里」
みちしおの湯

特別優待割引券

本券1枚につき1名様有効 有効期限:平成25年3月31日



日高町にお住まいの
60歳以上の方に限り **300円**

しあわせが満ちてくる温泉館「海の里」
みちしおの湯

特別優待割引券

本券1枚につき1名様有効 有効期限:平成25年3月31日



日高町にお住まいの
60歳以上の方に限り **300円**

しあわせが満ちてくる温泉館「海の里」
みちしおの湯

特別優待割引券

本券1枚につき1名様有効 有効期限:平成25年3月31日

日高町にお住まいの60歳以上の方を対象に、
割引サービスを実施中!



TOWN information

町の人口と世帯

平成24年8月31日現在

人口	7,815人
男	3,720人
女	4,095人
世帯数	2,913戸

日高町民憲章

人が町をつくり
町がひとをつくる
一 恵まれた自然を大切に
快適で住みよい町をつくり
ます
一 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくり
ます
一 スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくり
ます
一 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくり
ます
一 故郷に誇りをもち ふれあ
いを大切にする町をつ
くり
ます

上記の「特別優待割引券」を切り取っ
て、温泉館の受付でご提示いただくと、入
館料が300円になります。

なお、温泉館の受付にも「特別優待割引
券」をご用意しておりますので、ご希望の
方は受付でお申し出ください。

温泉館「海の里」みちしおの湯

日高町方杭100番地 ☎ 64・2626

ふるふる